

富山市入札公告第 3 2 号

入札公告

次のとおり建設工事の条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項の規定により、公告する。なお、この公告に掲げるもののほか、この入札に必要な事項については、建設工事の条件付き一般競争入札における各入札に共通して必要となる事項について（平成 2 3 年富山市入札公告第 1 3 0 号）による。

令和 4 年 5 月 2 3 日

富山市長 藤 井 裕 久

工 事 名		大庄小学校屋根防水暴風被害復旧工事
工 事 場 所		富山市善名地内
工 事 完 成 期 限		令和 4 年 1 2 月 9 日
工 事 概 要		鉄筋コンクリート一部 鉄骨鉄筋コンクリート造 3 階建て 屋根防水復旧 体育館棟（約 1 , 2 0 0 m ² ）、管理・特別教室棟（約 4 2 0 m ² ）、パラペット（約 5 9 0 m ² ）
予 定 価 格		6 3 , 1 4 0 , 0 0 0 円 （消費税及び地方消費税額を含まない。）
審 査 基 準 日		入札参加資格の審査は、令和 4 年 6 月 3 日時点の事実をもって行うものとする。
入 札 参 加 資 格	地 域	主たる営業所が富山市の区域内にあること。
	業 種	防水
	総合点数等	富山市に防水の入札参加資格があること。
	施 工 実 績	平成 1 9 年 4 月 1 日以降に官公庁等発注の防水工事の元請として、この工事の予定価格の 3 割以上の金額の施工実績があること。
	配置技術者	1 1 級建築施工管理技士又は 2 級建築施工管理技士

	（仕上げ）の資格を有する者（以下「１級建築施工管理技士等」という。）を配置できること。ただし、契約金額が３，５００万円以上となる場合は、専任で配置することとし、その配置技術者は、建設業法第７条第２号及び第１５条第２号に規定する営業所ごとに専任で配置する技術者（以下「営業所専任技術者」といい、当該工事の業種以外の業種の営業所専任技術者を含む。）でないこと。 ２ ４，０００万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者をいう。）の資格を有する者を専任で配置することとし、その配置技術者は、営業所専任技術者でないこと。 ３ 契約時において、１の前段の配置技術者は他の工事の専任技術者でないこととし、また、１のただし書及び２に規定する配置技術者は他の工事に配置されている者でないこと。ただし、１の規定による配置技術者が平成２６年２月３日付け国土建第２７２号「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」により、建設業法施行令第２７条第２項の当面の取扱いの適用（以下「専任等の当面の取扱いの適用」という。）を受けることができる場合は、この限りでない。 ４ 本工事は、建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認める。
調査基準 価格を下 回る価格	１ 契約金額が３，５００万円未満の場合 １級建築施工管理技士等を専任で配置することとし、その配置技術者は、営業所専任技術者でないこ

	で契約を締結する場合の配置技術者	と。なお、専任等の当面の取扱いの適用については認めない。 2 契約金額が3,500万円以上の場合 1級建築施工管理技士等を専任で2名配置することとし、いずれの配置技術者も、営業所専任技術者でないこと。なお、専任等の当面の取扱いの適用及び特例監理技術者の配置は認めない。
	その他	4,000万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、防水工事についての特定建設業の許可を受けていること。
入札及び契約を担当する課		富山市財務部契約課
契約条項等の閲覧期間		令和4年5月23日から同年6月3日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)
設計図書に対する質問期間		令和4年5月23日から同月30日まで
質問に対する回答期限		令和4年6月1日
入札の方法		富山市電子入札システムによる電子入札
入札書の受付締切日時		令和4年6月3日午後5時00分
開札日時及び場所		令和4年6月7日午前9時30分から 富山市役所東館4階入札室
調査基準価格		有(失格基準を適用する。)
工事代金支払条件		前金払 有 部分払 有